

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

佐久市を甲とし、東御市を乙として甲乙が締結した平成24年1月12日付け佐久地域定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の別表に次の取組を加える。

別表（第2条、第3条関係）

2 結びつきやネットワークの強化

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
情報	情報化の推進	コンピュータシステムの共同利用・共同開発等により、情報化の推進を図る。	(1) 乙と共同して情報化の推進のために必要な事業を実施する。 (2) その他情報化の推進に資する取組を実施する。	(1) 甲とともに情報化の推進のために必要な事業を実施する。 (2) その他情報化の推進に資する取組を実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 佐久市中込3056番地
佐久市
佐久市長

柳田 清



乙 東御市県281番地2
東御市
東御市長

花岡 利夫

